

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)
本日をもって招集されました平成26年第5回南幌町議会臨時会を開会いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。
直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名をいたします。
3番 菅原 文子議員、5番 石川 康弘議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は11月26日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本臨時会は11月26日、本日1日限りと決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成26年10月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。
- 日程4 議案第66号から日程6 議案第68号の3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。
- 日程4 議案第66号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程5 議案第67号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程6 議案第68号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 以上、3議案を一括して議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第66号から議案第68号までの3議案につきましては、いずれも平成26年人事院の勧告に鑑み、議会議員、常勤特別職、教育長についても期末手当の額を増額する措置を

講ずる必要があるため本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第66号から議案第68号までの3議案につきまして御説明を申し上げます。なお、各議案につきましては改正内容が同一であるため、議案第66号の説明により議案第67号、議案第68号の説明に代えさせていただきます。

別途配布しております議案第66号資料、南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらんください。今回の改正は人事院勧告に鑑み、国家公務員に対する改正給与法が可決成立したことを受け、本町におきましても一般職の給与等の引き上げを行うことから議会議員、常勤特別職、教育長についても同様の取り扱いを行うため改定を行うものです。

初めに、右側が改正前、左側が改正後、アンダーライン部分が改正部分となります。改正内容につきましては、期末手当、第5条第2項中、6月支給分「100分の187.5」を「100分の197.5」に、12月支給分「100分の202.5」を「100分の212.5」にそれぞれ改め、遡及すべき6月支給分の新旧支給率の差となる0.1月分を12月支給分に加味することから、期末手当の特例として同条第16項を新たに加えるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するといたします。以上で議案第66号、議案第67号、議案第68号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第66号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第66号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第67号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第67号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第68号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第68号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第66号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第67号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第68号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程7 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、平成26年人事院の勧告に鑑み、国家公務員に対する改正給与法が可決成立したことを受け、職員に支給する給与を増額する措置を講ずる必要があるため本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。初めに概要についてお話しいたします。今回の改正は、第1条及び第2条の2つの条立てにより改正するものであり、いずれも人事院勧告を鑑み、改正するものです。第1条について、民間給与との格差を埋めるため世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら給料表を平均0.3%増額、さらに通勤手当、勤勉手当の引き上げを行うもので、本年4月1日にさかのぼり実施するものです。

次に、第2条については、将来の給与制度をにらんだ改定となります。これは給与制度の総合的見直しといわれるもので、明年4月1日より実施されます。これまでも国や地方において給与の構造改革が行われてき

ましたが、特に賃金水準の低い地域における公務員の給与や50歳代後半の公務員の給与がいずれも高いことから、若年世代に配慮しつつ、これらの給与水準の引き下げを平成27年4月1日から3年間で行おうとするもので、平均2%の給料表の引き下げとなります。ただし、20代中盤までの若年層は引き下げを行いませんが、それ以降の方は段階的に引き下げられることとなります。なお、激変緩和措置として3年間の現給補償いわゆる引き下げ前の給料が保障されることとなります。また、これらの引き下げ措置が行われるため、これまで行ってきた55歳以上の職員の俸給を1.5%引き下げる措置については平成30年3月31日をもって廃止されることとなります。また、管理職員の特別勤務手当についても見直しを行います。改正の概要については以上のとおりです。

それでは、別途配布しております新旧対照表により御説明をいたします。初めに議案第69号資料、第1条関係、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後、アンダーライン部分が改正部分となります。通勤手当、第10条の4第2項につきましては通勤手当の規定であり、今回の改正により通勤距離の区分により100円から7,100円までの幅で引き上げられるものです。

次ページの下段をごらんください。勤勉手当、第16条の4、次ページの第2項第1号につきましては、一般職員の勤勉手当の支給率を0.15カ月分引き上げることについての規定でございます。第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を引き上げるものです。同ページの下段、附則第40項につきましては、今後、人事評価を完全実施する上で必要となることから改正するものです。

次ページからの表は給料表の新旧対照表による説明となっています。

少し進みまして、18ページをごらんください。18ページ下段からの附則については、施行期日等、第1項では、以上説明した改正については交付の日から施行することと規定したものです。また、ただし書き以降の第2条並びに附則第5項から附則第8項の規程は、次に説明をいたします議案第69号第2条関係の施行日を平成27年4月1日とし、給料表切りかえ日前後に異動した職員に対する調整、給料の切りかえに伴う経過措置を規定し、第9項は規則への委任について規定するものです。

続きまして、第2条関係について説明をいたします。議案第69号資料、第2条関係、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後、アンダーライン部分が改正部分となります。管理職員特別勤務手当につきましては、これまでも管理職員が土日、祝祭日、年末年始に勤務した場合は特別勤務手当を支給しておりますが、近年、災害対応も多くなっていることから、それ以外の日についても深夜から早朝にかけて勤務した場合は支給しようとするもので、管理職員特別勤務手当、第15条の2第1項については、土日、祝祭日、年末年始の休日を週休日と総称する旨の文言の

追加を行い、第2項では、週休日以外の日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合にも手当を支給する旨を規定し、改正前の管理職員特別勤務手当の額を規定していた第2項を第3項とし、第2号において週休日以外に勤務した場合は1回につき4,000円の範囲内で支給する旨の規定を加えています。第4項は、第3項の追加による字句の整理です。ページ一番下は勤勉手当です。

次ページをごらんください。第16条の4第2項第1号では、一般職員の勤勉手当の支給率を6月期と12月期に均等配分した率について規定しており、第2号では再任用職員についても同様に規定するものです。

附則第37項については、前段の概要で説明いたしましたように、55歳以上で給与表6級該当の職員に行ってきた給料の1.5%引き下げについて当分の間としていたものを平成30年3月31日までと期限を定めたものです。

次ページの附則第40項につきましては、国においては人事評価が完全実施されており、勤勉手当に反映されています。本町においても試行を終え、今後完全実施となることから、国と同様に勤勉手当支給額の総額の調整を行うための規定です。

ページ中段からの表は給料表の新旧対照表による説明となっています。

少し進めまして、17ページをごらんください。17ページ下段からの附則については、施行期日等、第1条関係で御説明した内容と同様であることから説明は省略させていただきます。以上で議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程8 議案第70号及び日程9 議案第71号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程8 議案第70号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第4号)

●日程9 議案第71号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計

補正予算（第2号）

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第70号から議案第71号の2議案につきまして提案理由を申し上げます。初めに、平成26年度南幌町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳出では、人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改正に係る追加、12月14日執行予定の衆議院総選挙費用の追加、下水道事業特別会計繰出金の追加、歳入では、衆議院総選挙委託金の追加、財政調整基金繰入金の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,566万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,702万1,000円とするものであります。

次に、議案第71号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改正に係る追加、歳入では一般会計繰入金の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億1,818万4,000円とするものであります。

議案第70号につきましては副町長が、議案第71号につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
副町長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第70号 平成26年度南幌町一般会計補正予算（第4号）の説明を行います。

初めに歳出の説明を行います。9ページをごらんください。1款議会費1項1目議会費、補正額49万4,000円の追加でございます。説明欄の議会運営経費で議員期末手当49万4,000円の追加です。先ほどの条例改正に伴う追加分となります。

2款総務費1項1目職員給与費、補正額930万円の追加でございます。職員給与費で理事者の期末手当を含め、人事院勧告に基づく職員の給与を追加するものでございます。次ページに参ります。

4項4目衆議院議員選挙費、補正額559万9,000円の追加でございます。衆議院議員選挙事業として、来る12月14日執行予定の衆議院総選挙にかかわる必要経費を次ページにかけて追加をするものでございます。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額9万円の追加でございます。事務局経費として一般職給9万円の追加でございます。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額17万9,000円の追加でございます。下水道事業特別会計繰出金で17万9,000円の追加でございます。後ほど、特別会計で説明をいたします。

次に歳入の説明を行います。8ページをごらんください。14款国庫支出金3項1目総務費委託金、補正額550万円の追加でございます。

3節選挙費委託金で、衆議院議員選挙費委託金550万円の追加でございます。18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,016万2,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金で1,016万2,000円の追加でございます。財源調整を行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,566万2,000円を追加し、補正後の総額を53億1,702万1,000円とするものでございます。以上で議案第70号の説明を終わります。

議長
都市整備課参事

都市整備課参事。

それでは、議案第71号の説明を行います。議案第71号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、初めに歳出から説明を申し上げます。8ページをお開き願います。歳出、1款1項下水道事業費2目管理費、補正額17万9,000円の追加でございます。管理費総計で17万9,000円の追加でございます。人事院勧告に基づきます条例改正に基づきまして、所要する費用について計上するものでございます。

2款1項公債費1目元金、補正額はございません。管理費に使用料充当を行うことから一般会計繰入金による財源変更を行うものでございます。以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。

前7ページをお開き願います。歳入、3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額17万9,000円の追加でございます。歳出、管理費で給与費等の人権費に使用料充当を行ったことから、公債費元金に一般会計繰入金の充当財源の変更を行いましたことから、不足額の追加をしようとするものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,818万4,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第70号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第70号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第71号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第71号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第70号 平成26年度南幌町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第71号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程10 議案第72号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第72号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定並びに医療機器の更新として非接触眼圧計の購入による歳出の追加が主な理由であります。その結果、収益的支出では既定予算に277万5,000円を追加し、6億1,715万3,000円とするものであります。資本的収入では、既定予算に140万円を追加し、5,351万5,000円とし、資本的支出では既定予算に140万4,000円を追加し、7,542万5,000円とするものであります。詳細につきましては病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。病院事務長。

病院事務長 議案第72号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。3ページをお開き願います。初めに収益的収入及び支出について御説明申し上げます。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費277万5,000円の追加でございます。給与の改定に伴い追加するものであります。1節給料から6節退職給付費までの追加でございます。次ページに参ります。

次に、資本的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。1款資本的収入3項企業債1目企業債140万円の追加でございます。医療機器の更新により医療機器購入事業債を借り入れるものです。詳細は支出で御説明申し上げます。

次に、支出について御説明申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費140万4,000円の追加、1節器械及び備品購入費140万4,000円、非接触眼圧計の追加でございます。平成21年の眼科開設時に中古品で購入した眼圧を測定する装置が故障し、生産終了後11年以上経過しており、部品がなく、修理不能となったことから更新するものであります。

1 ページにお戻りください。第2条、第3条に定めた収益的支出につきまして病院事業費用は277万5,000円を追加し、6億1,715万3,000円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し不足する額は4,742万4,000円となります。

次に、第3条、資本的収入及び支出を、資本的収入が140万円追加し5,351万5,000円に、資本的支出が140万4,000円を追加し7,542万5,000円に改めるものでございます。この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額を2,191万円に改めるものでございます。

次に、第4条、起債の限度額を140万円追加し1,070万円に改めるものでございます。

次に、第5条、議会の議決を得なければ流用することができない経費の職員給与費を277万5,000円追加し3億5,289万2,000円に改めるものでございます。以上で議案第72号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第72号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時04分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

3 番 _____

5 番 _____